

広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施するため、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発第0929第12号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長・厚生労働省医薬局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町や民間団体等で知事が適切と認める者が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助基準額及び補助対象経費）

第2条 この補助金の交付対象となる事業、事業内容、事業実施主体、補助基準額及び補助対象経費は、実施要綱及び別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、事業区分ごとにこれを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（1）補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

なお、事業内容を変更する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書を知事に提出するものとする。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

（5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

（6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（7）帳簿等の保存は、次のとおりとする。

ア 補助事業者が市町の場合

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第3号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が市町以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を

整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 市町が適切と認める事業者に県からのこの補助金を交付する場合には、市町は、当該事業者に対し、(1) から (6) まで及び (7) のイに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(1) から (3) 及び (5) の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、(5) 中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(10) 県が付した条件に基づき市町長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更交付の申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第4条の申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条第1項の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(概算払)

第8条 知事は必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第5号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助金実績報告書の様式は、別紙様式第6号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 前項の場合において、補助事業者が前条第1項により補助金の全部又は一部の概算払を受けている場合には、別紙様式第7号による概算払精算書を補助金実績報告書に添付し、知事に提出しなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第10条 交付の申請及び実績報告について、知事が別に定める場合は、第4条及び第9条第1項の規定にかかわらず、別紙様式第8号に係る書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金額等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第12条 特別の事情により第3条、第4条、第6条、第9条及び第10条に定める算定方式、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

2 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、第5条の交付の条件に加え、当該事業に係る補助金と対象経費を重複して、他の法律等又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業（旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業）	知事が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(4) 外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、食糧費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(10) 医療搬送体制等確保事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(11) ヘリコプター患者搬送体制整備事業	知事が必要と認めた額	備品購入費、需用費（消耗品費、材料費） ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(12) 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象

(13) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	知事が必要と認めた額	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から9月30日までに生じた費用を対象
(14) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	知事が必要と認めた額	備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(15) 新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業(旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業)	知事が必要と認めた額	委託料、補助及び交付金、病床確保料
(16) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象
(17) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	知事が必要と認めた額	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(18) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入れ確保事業(旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ確保事業)	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から9月30日までに生じた費用を対象
(19) 新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
(20) 外来対応医療機関確保事業	知事が必要と認めた額	初度設備に必要な需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(21) 令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種体制支援等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金